

第2次匝瑳市行政改革大綱(案)

匝瑳市行政改革推進本部

目 次

ページ

はじめに	2
------	---

第1部 総論

第1章 これまでの行政改革の取り組み	4
第2章 財政状況と財政推計	6
1 財政状況	6
(1) 歳入	6
(2) 歳出	9
2 財政推計	11
第3章 第2次行政改革大綱の策定の必要性	14
第4章 新たな行政改革の取り組み	15
1 第2次行政改革大綱の目的	15
2 第2次行政改革大綱の推進体制	16
3 第2次行政改革大綱の計画期間	17
4 第2次行政改革大綱の見直し等	17
5 総括的数値目標	17

第2部 推進項目

I 持続可能な財政基盤の強化等	20
II 民間委託等のアウトソーシングの推進	23
III 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進等	24
IV 組織機構の見直し等	27
V 協働及び情報提供の推進	28

第3部 実施計画

I 改革項目一覧表	30
II 個別実施計画	33
1 持続可能な財政基盤の強化等	33
2 民間委託等のアウトソーシングの推進	40
3 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進等	41
4 組織機構の見直し等	44
5 協働及び情報提供の推進	46

はじめに

第2次匝瑳市行政改革大綱（以下「第2次行政改革大綱」といいます。）は、第1部総論・第2部 推進項目・第3部 実施計画の3部門で構成します。

各部門の概要は、次のとおりです。

第1部 総論

これまでの行政改革の経過、第2次行政改革大綱の目的等、今後の匝瑳市の行政改革における基本的な考え方等を定めています。

第2部 推進項目

行政改革を推進するため、「持続可能な財政基盤の強化等」、「民間委託等のアウトソーシングの推進」等の5つの項目を設定し、それぞれの推進項目の基本的な考え方等を定めています。

第3部 実施計画

推進項目を実行するため、計画期間内における具体的な取り組み事項を定めています。

実施計画においては、行政改革に関する取り組みをわかりやすく提示するため、「改革項目」、「内容」、「実施予定年度」及び「主な実施担当課」を明確化しています。

また、実施計画に基づいて行政改革の進行管理を行っていくものとします。

第1部 総論

第1章 これまでの行政改革の取り組み

匝瑳市では、「将来にわたって持続可能な行政運営」に転換することを目的として、平成18年12月に、平成18年度から平成22年度までを推進期間とした「匝瑳市行政改革大綱（以下「第1次行政改革大綱」といいます。）」を、平成23年3月には平成23年度を推進期間とした「匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）」を策定し、行政改革を推進してきました。

第1次行政改革大綱においては、推進期間の5年間で具体的な推進項目54項目中41項目を実施（実施率75.9%）し、約19億6千万円の経費等を削減しています。

その結果、地方交付税（注1）等の増もあり、財政の硬直化の程度を示す経常収支比率（注2）は、平成21年度に88.4%、平成22年度には82.0%となり、同大綱の総括的数値目標である「経常収支比率90%以下」を達成しました。

【経常収支比率の推移】

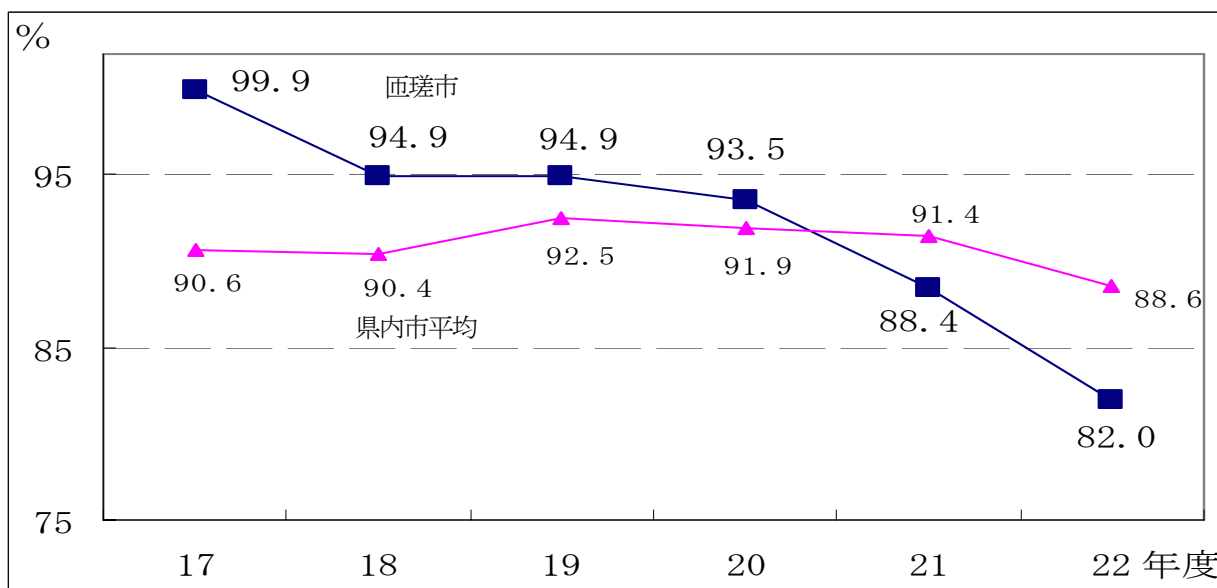


表 1

単位： % （資料 地方財政状況調査）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
匝 瑳 市	99.9	94.9	94.9	93.5	88.4	82.0
県内市平均	90.6	90.4	92.5	91.9	91.4	88.6

注1 地方交付税：地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財政力格差を調整し、全ての団体が一定の水準を維持できるような財源を保障するために行う地方財政調整制度です。国税として国が徴収し、地方公共団体に再配分する地方公共団体の固有財源です。地方公共団体独自の判断で自由に使える一般財源として交付されます。

注2 経常収支比率：「経常経費充当一般財源」÷「経常一般財源総額」×100で求められる地方財政の弾力性を表す指標のことで、毎年継続して支出される扶助費、人件費、公債費等の義務的な経常的経費（一般財源）に対して、市税や地方交付税等の経常的な歳入がどの程度充当されたかを示す割合のことで、この数値が高いほど財政構造が弾力性を失い、硬直化しています。

(参考)

第1次行政改革大綱における主な行政改革の取り組み事項

1 職員数の削減

52人削減 削減率▲13.3% (病院医療職を除く。)

平成18年4月1日現在 390人 → 平成22年4月1日現在 338人

2 事務事業の見直し

平成19年度～平成19年度予算から「枠配分方式」(注3)を導入し、事務事業を見直しました(▲1億8,300万円)。

3 民間委託等の推進

○ 指定管理者制度の導入

平成18年9月 コミュニティセンター(9施設)、養護老人ホーム、心身障害者福祉作業所

平成21年4月 ふれあいパーク八日市場

○ 民営化

平成22年4月 養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡・民営化

○ 業務委託

平成20年度～ 学校用務員業務を全面委託(▲3,514万円)

平成21年度～ 市バスの運転業務を全面委託(▲1,330万円)

4 給与の適正化

○ 平成18年度～ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減(▲1,876万円)

○ 平成19年度～ 期末勤勉手当の基礎額の役職加算率の10%削減(▲3,713万円)

管理職手当の10%削減(▲3,609万円)

特殊勤務手当の11手当を廃止(25手当→14手当)、

6手当の減額(▲1,750万円)

5 歳入の強化

○ 平成18年度～ 未利用市有地の売却(5,762万円)

○ 平成20年度～ 広報そうさ、ホームページ、市内循環バスに広告を掲載(224万円)

注3 枠配分方式： その年度に見込まれる予算枠をあらかじめ各課に配分し、その範囲内で予算編成をする方式です。

第2章 財政状況と財政推計

1 財政状況

(1) 歳入

① 市税及び地方交付税の状況

歳入の大きな割合を占める市税と地方交付税のうち、市税は景気低迷や人口減少等により減少傾向にあります。地方交付税は国の合併に伴う財政支援（次ページ参照）や地方財政対策により増加しています。

【市税及び地方交付税の推移】

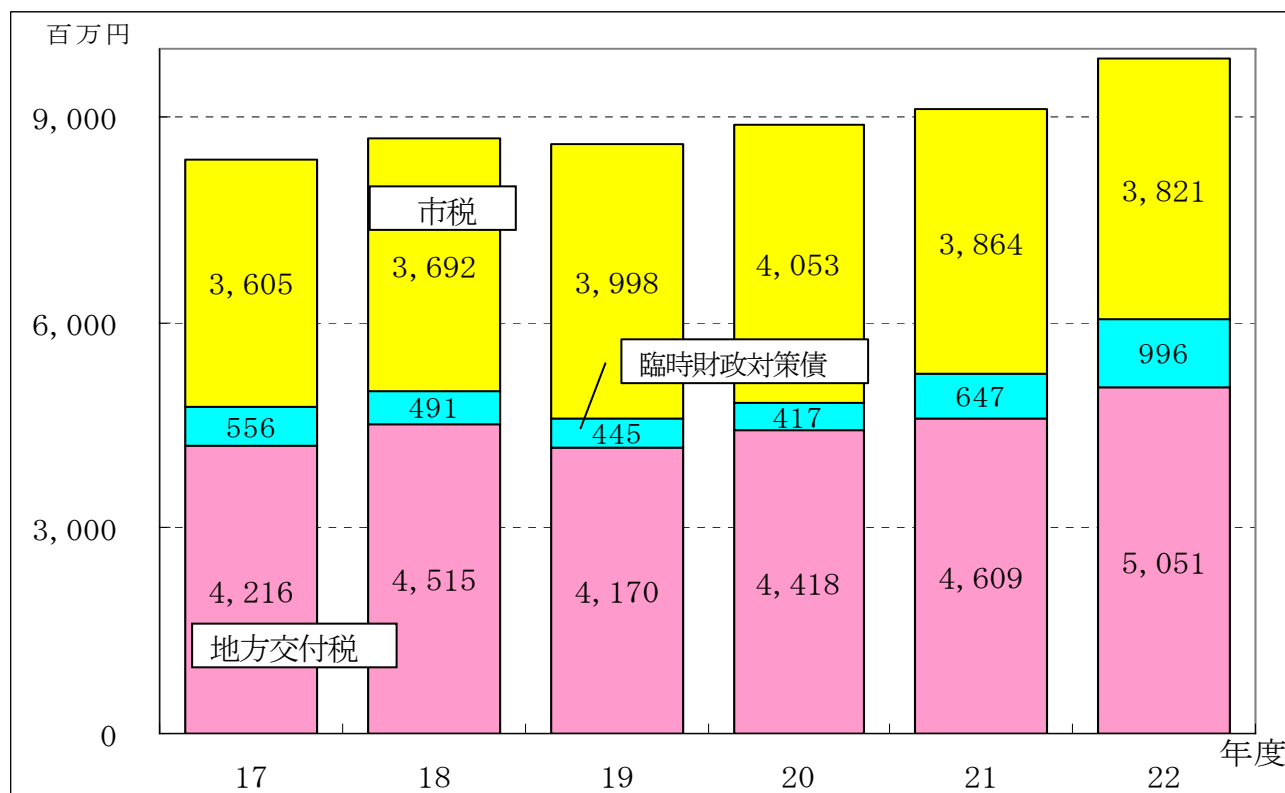


表 2

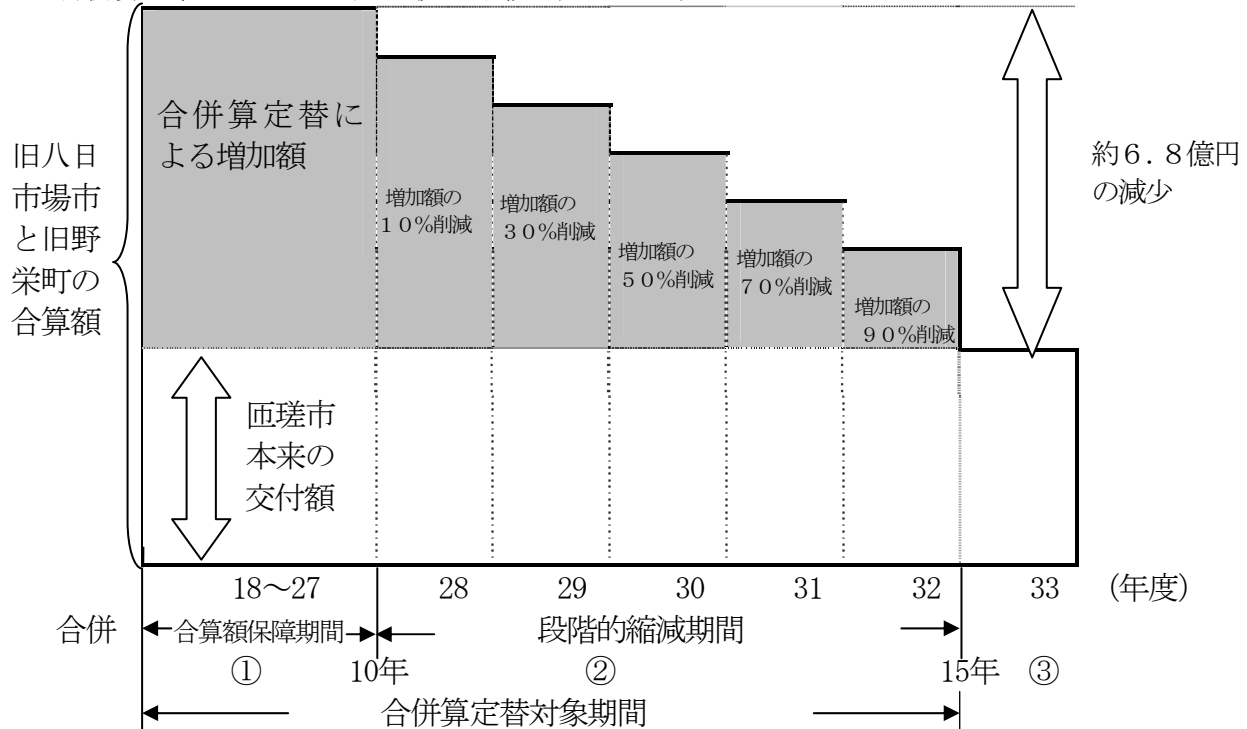
単位：百万円 （資料 地方財政状況調査）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市 税	3,605	3,692	3,998	4,053	3,864	3,821
臨時財政対策債(注4)	556	491	445	417	647	996
地方交付税	4,216	4,515	4,170	4,418	4,609	5,051
合 計	8,377	8,698	8,613	8,888	9,120	9,868

注4 臨時財政対策債：地方全体の財源不足の補填措置として設けられた特例地方債（赤字地方債）のことです。発行は個々の自治体が行いますが、その償還費の全額が後年度に交付税措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみなすことができます。

(参考)

1 合併算定替による地方交付税の推移 (イメージ)

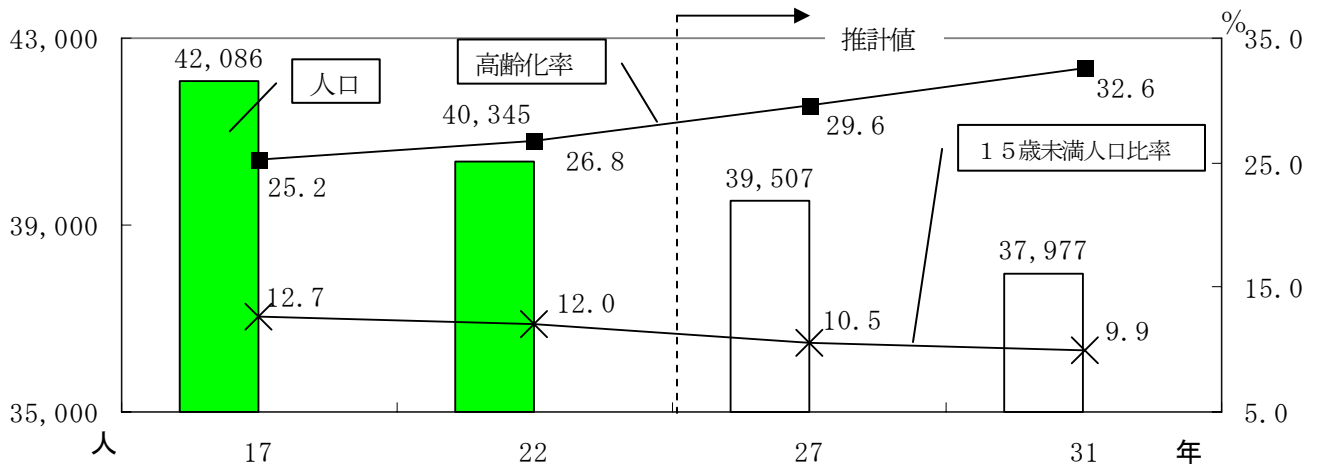


合併算定替・・・合併による不利益を被ることのないようにする国の地方交付税算定上の財政支援制度です。

- ① 合併後10年間 合併前の旧市町ごとに算定した交付税額の合算額を保障します。
- ② 合併後11年目～15年目 段階的に増加額が縮減される期間です。
- ③ 合併後16年目～ 合併後の匝瑳市本来の交付額となります。

2 人口の推移

(資料 平成17年：国勢調査、平成22年：住民基本台帳、推計値：匝瑳市総合計画)



- ① 本市の人口は、年々減少し平成27年は約39.5千人、平成31年には約38千人と予測しています。
- ② 65歳以上の人口比率である高齢化率は、平成22年は26.8%であり、千葉県平均の20.7%より高く、平成31年には32.6%に上がる見通しです。
- ③ 15歳未満の人口は、平成22年は12.0%であり、千葉県平均の13.5%より低く、平成31年には9.9%まで下がる見通しです。
- ④ その結果、就業人口が平成17年の約20.7千人から、平成27年には約19.9千人、平成31年には約19.6千人に減少すると予測しています。

② 基金の状況

一般家庭の預貯金に相当する財政調整基金（注5）は、平成18年度末に3億95百万円まで減少しましたが、平成22年度末には13億18百万円に増加しています。

また、特定の目的のための基金である減債基金（注6）やその他の基金も、基金残高全体としては増加しています。

表 3 基金の年度末現在高の推移

単位：百万円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
財政調整基金	569	395	569	596	710	1,318
減債基金	95	0	0	0	0	125
その他の基金	1,082	1,146	1,148	1,141	1,476	1,840
合計	1,746	1,541	1,717	1,737	2,186	3,283

備考

① 減債基金の平成18年度末から平成21年度末までの残高は、約7万円と少額であるため、この表では「0」で表示しています。

② この表の「その他の基金」とは、次の基金のことをいいます。

社会福祉振興基金、ふるさと振興基金、スポーツ振興基金、学校施設整備基金、地域振興基金、育英資金貸付基金、土地開発基金

注5 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金のことです。ある年度で財源が不足する場合に当該不足額を埋めるため等の場合に限り、取り崩すことができます。

注6 減債基金：公債を漸次償還する目的で積み立てられる積立金のことです。

(2) 歳出

① 経常的経費等の状況

歳出面では、義務的経費（注7）のうち、公債費と、職員数の削減等により人件費が減少する一方で、高齢化の進展等により扶助費（注8）が増加しています。

また、行政の執行上欠くことのできないものとして毎年継続して支出される経常的経費（注9）は、平成19年度までは減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

【経常的経費、扶助費、人件費（職員給）、公債費の推移】

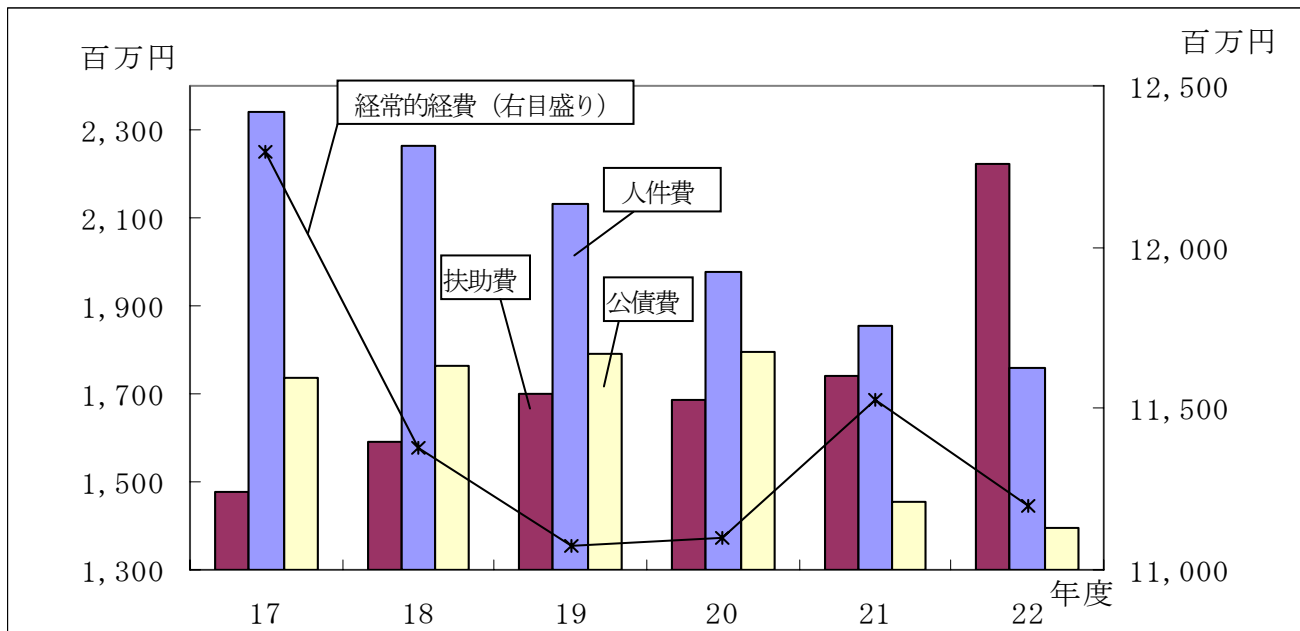


表 4

単位：百万円 (資料 地方財政状況調査)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常的経費	12,293	11,381	11,077	11,101	11,527	11,197
扶助費	1,478	1,592	1,702	1,688	1,741	2,223
人件費 (職員給)	2,340	2,264	2,131	1,978	1,854	1,757
公債費	1,736	1,765	1,790	1,797	1,456	1,397

注7 義務的経費：支出が制度的に義務づけられ、任意に削減できない扶助費、人件費及び公債費の経費のことをいいます。

注8 扶助費：生活保護や福祉制度に要する費用のことをいいます。

注9 経常的経費：扶助費、人件費、公債費、物件費、補助費等、維持補修費等の経費のことをいいます。

② 特別会計等への繰出金の状況

特別会計等は、会計単位での独立採算が原則です。しかし、国民健康保険特別会計及び病院事業会計については、国民健康保険特別会計は高齢化の進展による医療費の増大により、病院事業会計は医師不足に伴う患者数の減少により、一般会計からの繰出金は増加しています。

【特別会計等への繰出金の推移】

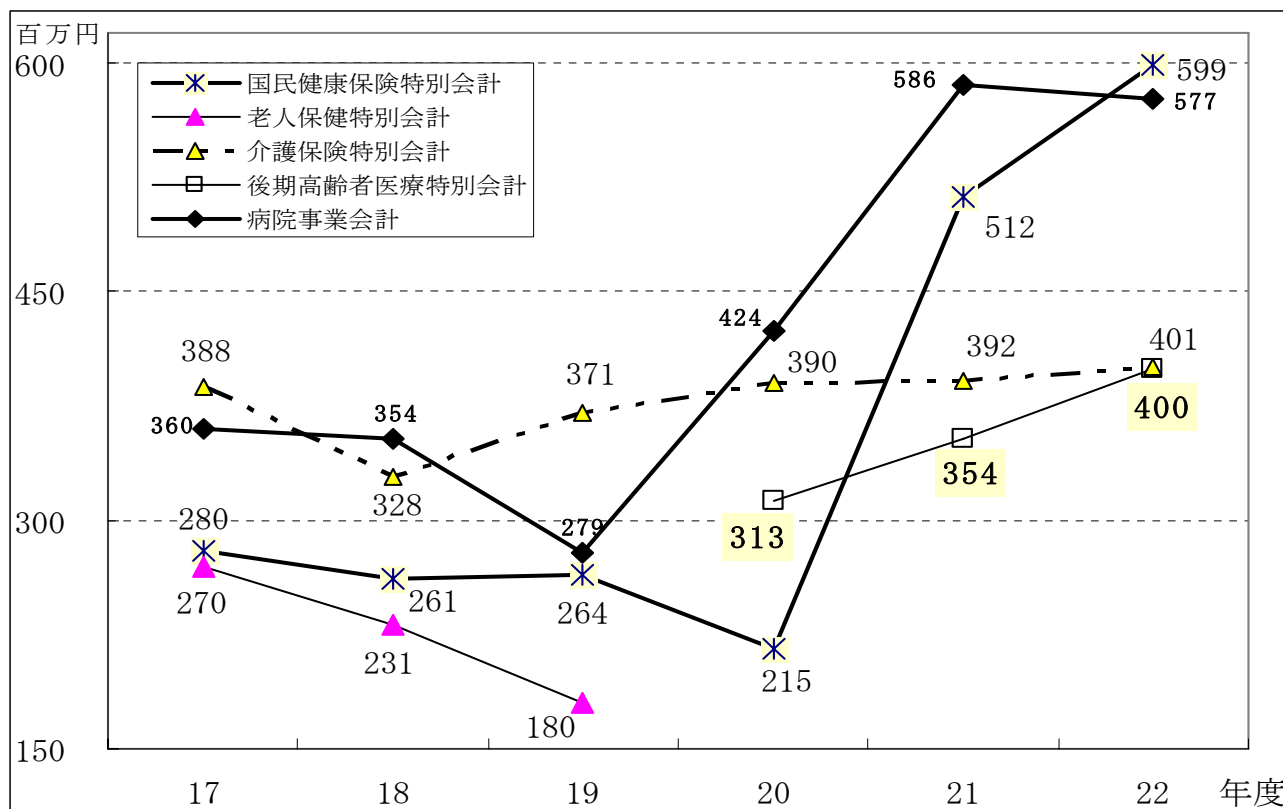


表 5

単位：百万円（資料 決算書）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民健康保険特別会計	280	261	264	215	512	599
老人保健特別会計	270	231	180			
介護保険特別会計	388	328	371	390	392	401
後期高齢者医療特別会計				313	354	400
病院事業会計	360	354	279	424	586	577
合計	1,298	1,174	1,094	1,342	1,844	1,977

備考

この表は、特別会計等の目的等から税金で負担すべきものとして国の繰出基準に基づく「基準内繰出金」と、国基準に合致しない経費（例：収支赤字等）に対する繰出金等である「基準外繰出金」の合計を示しています。

2 財政推計

平成23年度から平成33年度までの11年間について、市の歳入歳出を推計した結果、地方交付税の合併算定替が終了する平成33年度で約2億円の財源が不足することとなります。

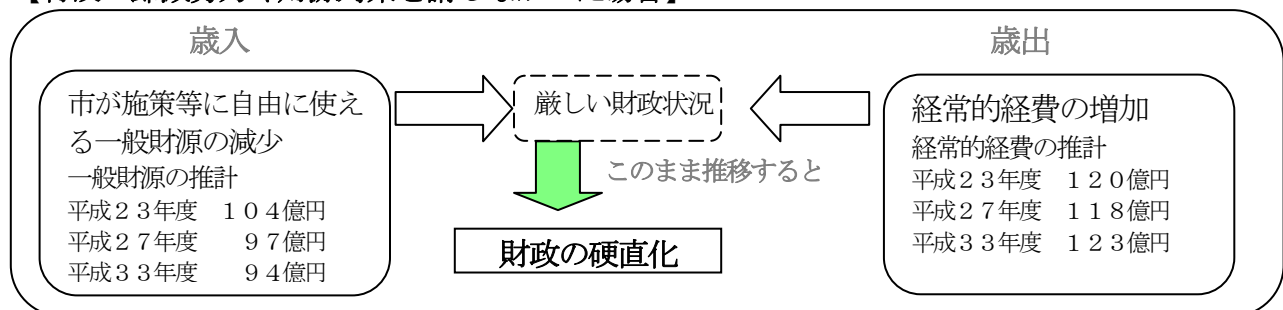
単位：百万円

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳 入	一般財源	10,444	9,871	9,648	9,611	9,728
	市税	3,743	3,751	3,734	3,717	3,700
	地方譲与税・交付金	819	816	813	810	807
	地方交付税	4,997	4,997	4,997	4,997	4,997
	その他	885	307	104	87	224
	国・県支出金	2,476	2,340	2,321	2,302	2,283
	その他	646	641	636	631	626
	市債	1,634	2,831	2,997	1,834	2,057
	合 計	15,200	15,683	15,602	14,378	14,694
	歳 出	経常的経費	11,966	11,960	11,923	11,804
義務的経費		6,478	6,456	6,403	6,266	6,239
扶助費		2,399	2,401	2,403	2,405	2,407
人件費		2,688	2,630	2,596	2,538	2,480
公債費		1,391	1,425	1,404	1,323	1,352
その他経費		5,488	5,504	5,520	5,538	5,557
物件費		1,502	1,502	1,502	1,502	1,502
補助費等		2,122	2,120	2,118	2,117	2,117
維持補修費		226	228	230	232	234
繰出金		1,638	1,654	1,670	1,687	1,704
その他		758	693	520	233	212
投資的経費		2,049	2,866	3,029	1,936	2,119
合 計		14,773	15,519	15,472	13,973	14,127
収支（歳入-歳出）		427	164	130	405	567
財政調整基金残高		1,165	1,379	1,461	1,526	1,728
財政調整基金取崩額		0	0	0	0	0

この財政推計は、平成23年度の制度、施策等を前提として、特段の節減努力や財源対策を講じなかった場合の収支の見込みです。したがって、実際の財政運営とは異なります。

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
歳入	一般財源	9,722	9,558	9,443	9,553	9,591	9,423
	市税	3,683	3,666	3,649	3,633	3,617	3,601
	地方譲与税・交付金	804	801	798	795	792	789
	地方交付税	4,929	4,793	4,657	4,521	4,385	4,317
	その他	306	298	339	604	797	716
	国・県支出金	2,264	2,246	2,228	2,210	2,192	2,175
	その他	621	616	611	606	601	596
	市債	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	合 計	13,807	13,620	13,482	13,569	13,584	13,394
	歳出	経常的経費	11,935	12,147	12,183	12,269	12,291
義務的経費		6,360	6,555	6,572	6,640	6,644	6,644
扶助費		2,409	2,411	2,413	2,415	2,417	2,419
人件費		2,403	2,397	2,373	2,343	2,313	2,289
公債費		1,548	1,747	1,786	1,882	1,914	1,936
その他経費		5,575	5,592	5,611	5,629	5,647	5,665
物件費		1,502	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502
補助費等		2,116	2,114	2,114	2,113	2,112	2,111
維持補修費		236	238	240	242	244	246
繰出金		1,721	1,738	1,755	1,772	1,789	1,806
その他		220	213	199	200	193	201
投資的経費		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合 計		13,255	13,460	13,482	13,569	13,584	13,610
収支（歳入-歳出）	552	160	0	0	0	▲ 216	
財政調整基金残高	2,012	2,288	2,051	1,469	694	0	
財政調整基金取崩額	0	0	▲ 237	▲ 582	▲ 775	▲ 694	

【特段の節減努力や財源対策を講じなかった場合】



(参考)

財政推計の条件

○ 歳入

区分		条件
一般財源	市税	平成23年度決算見込みの額を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。
	地方譲与・地方交付金	平成23年度決算見込みの額を基本に、同額で見込む。ただし、地方消費税交付金は平成23年度以後人口推計に基づき算出する。
	地方交付税	普通交付税は、平成23年度決算見込みの額を基本に、平成28年度以後は算定替分(6.8億円)を段階的に控除する。特別交付税は、平成23年度決算見込みの額を基本に同額で算出する。
	その他	繰入金、繰越金、財産収入を計上。繰入金は平成23年度まで見込み計上する。繰越金は前年度剰余金の1/2を計上する。財産収入は平成23年度決算見込み(出資金の返還等の特殊事情を除く。)の額を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。平成30年度以後の収支不足分を財政調整基金から繰り入れる。
国・県支出金		平成23年度決算見込みの額を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。
その他		使用料及び手数料、分担金・負担金、諸収入等を計上。平成23年度決算見込みの額を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。
市債		投資的経費は、平成23年度決算見込みの額を基に、平成24年度から平成27年度までは合併特例債及び通常債5億円、平成28年度以後は通常債5億円のみで算出する。また、臨時財政対策債は7億円で算出する。

○ 歳出

区分		条件	
経常的経費	義務的経費	扶助費	平成23年度決算見込み額を基本に毎年1%増で見込み算出する。
	人件費	平成23年度決算見込み額を基本に、毎年退職者と同数を採用し、在職者については0.5%の定期昇給で算出する。	
	公債費	平成22年度までの既発債に係る償還費に、臨時財政対策債、合併特例債、通常債は15年償還(3年据置)利率1.6%で算出し加算する。	
	その他	物件費	平成23年度決算見込み額を基本に同額で見込む。
	補助費等	平成23年度決算見込み額(病院基準外を含む。)を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。	
	維持補修費	平成23年度決算見込み額を基本に毎年1%増で見込み算出する。	
繰出金	平成23年度決算見込み額(国民健康保険特別会計財政健全化分含む。)を基本に、毎年1%増で見込み算出する。		
その他		積立金等を計上。平成23年度決算見込み額を基本に、平成24年度以後人口推計に基づき算出する。平成25年度まで地域振興基金積立金を見込む。投資・出資・貸付金は、平成23年度決算見込み額を基本に、病院の出資金(基準外を含む。)を見込み算出する。	
投資的経費		平成23年度決算見込み額を基本に、合併特例債対象事業及び通常の投資的経費11億円を加算し算出する。	

第3章 第2次行政改革大綱の策定の必要性

第1次行政改革大綱に基づく平成22年度までの行政改革の取り組みでは、一定の成果が得られたものの、将来的には財源が不足することが見込まれており、現段階で行政改革の推進の歩みを止めた場合は、行政運営が成り立たない事態となることが予想されます。

したがって、今後も、行政改革を推進することにより、地方自治体の行政運営の原則である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを徹底し、これまで以上に厳しい事業選択等を図っていく必要があります。

そこで、合併による国の財政支援がある期間を「将来にわたって持続可能な行政運営」に転換するための猶予期間と捉え、行政改革を一層推進していくため、「第2次行政改革大綱」を策定するものとします。

第4章 新たな行政改革の取り組み

1 第2次行政改革大綱の目的

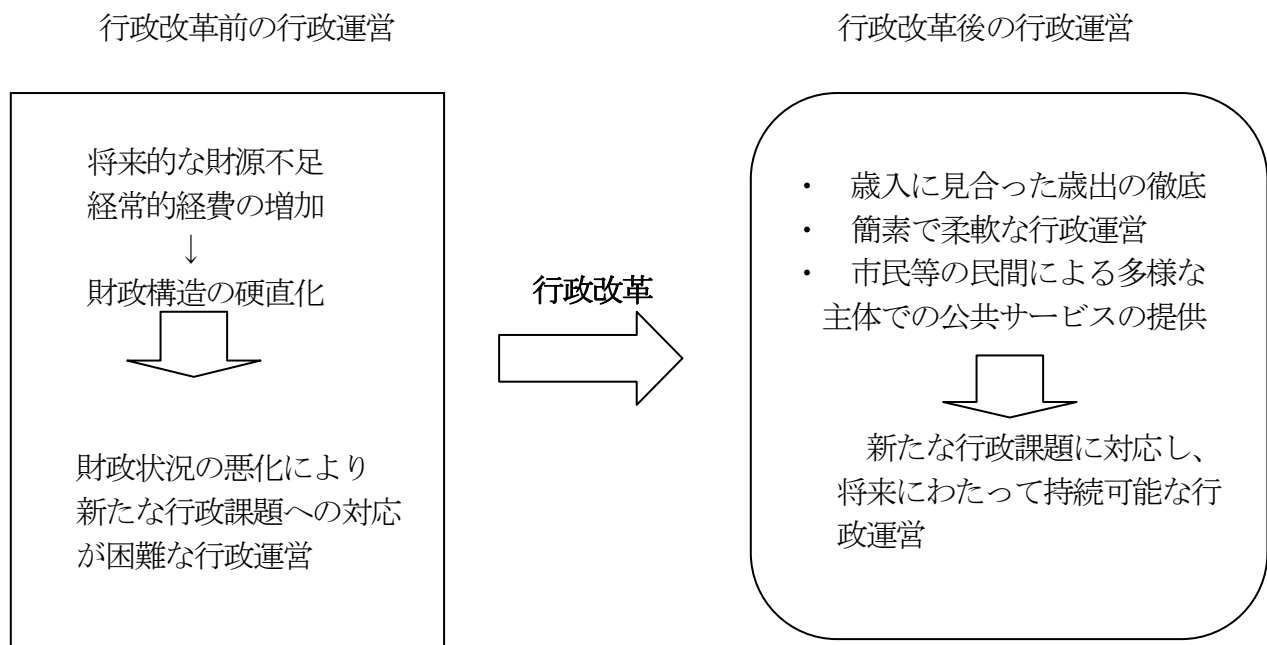
第2次行政改革大綱は、第1次行政改革大綱及び匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）に引き続き、匝瑳市基本構想に掲げた将来都市像である「海・みどり・ひとがはぐくむ 活力あるまち 匝瑳市」の実現に向けて、将来的な財源不足に対応するための新たな行政改革を推進するための計画であることから、第2次行政改革大綱の目的を第1次行政改革大綱と同様の「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」とします。

また、第2次行政改革大綱では、「財政基盤の強化等」、「アウトソーシングの推進」、「市民等との協働」等を取り組むべき推進項目とします。

第2次行政改革大綱の目的

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換

行政改革による行政運営の転換のイメージ図



2 第2次行政改革大綱の推進体制

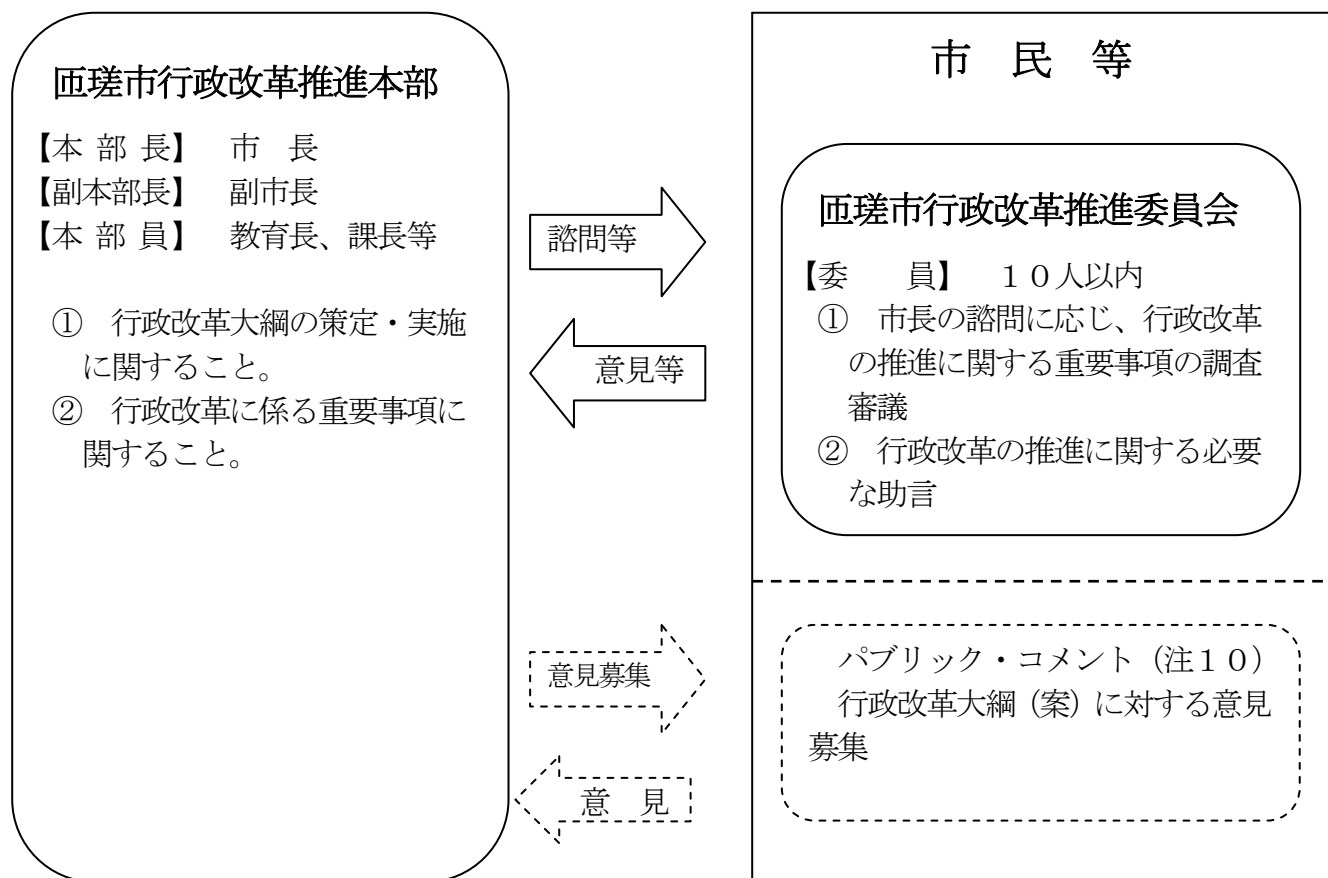
(1) 匝瑳市行政改革推進本部

行政改革大綱を策定するとともに、行政改革を推進するための全庁的な組織として、市長を本部長とする匝瑳市行政改革推進本部を設置します。

(2) 匝瑳市行政改革推進委員会

行政改革に市民等の意見を反映させるため、匝瑳市行政改革推進委員会を設置します。

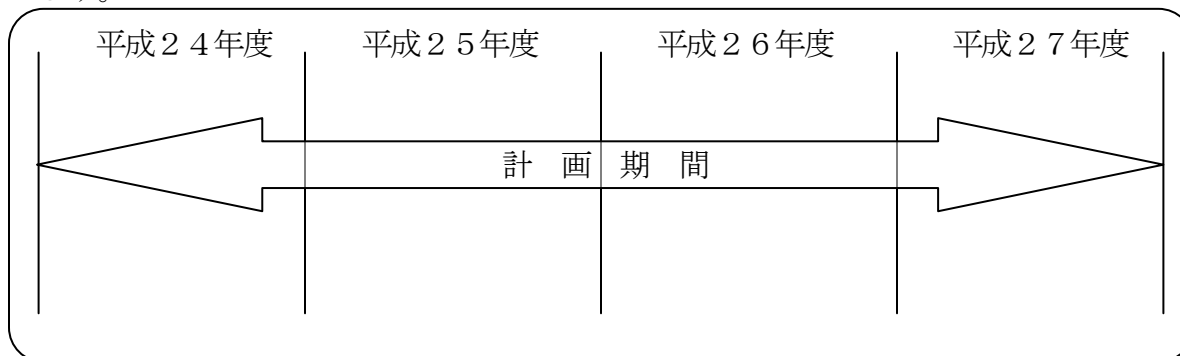
匝瑳市行政改革推進委員会は、市長の諮問等に応じて、行政改革大綱の審議等の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進について市長に対し必要な助言を行うことができる機関です。



注10 パブリック・コメント：施策、条例等を決定するに当たり、その原案を広く一般に公開し、その結果得られた意見等を踏まえて意思決定する制度のことをいいます。

3 第2次行政改革大綱の計画期間

匝瑳市総合計画中期基本計画（平成24年度～平成27年度）は、匝瑳市基本構想を実現するための計画であり、行政改革大綱の上位計画です。そのため、第2次行政改革大綱の計画期間については、同計画との整合を図り、平成24年度から同計画の計画期限である平成27年度までの4年間とします。



4 第2次行政改革大綱の見直し等

第2次行政改革大綱の見直しに当たっては、パブリック・コメントの実施等により、市民等の意見を聴取するものとします。

第2次行政改革大綱の見直しの過程又は行政改革の進捗状況については、速やかにホームページ及び広報紙を通じて市民に公表するものとします。

5 総括的数値目標

第2次行政改革大綱の総括的数値目標を次のとおり設定します。

(1) 経常収支比率

計画期間（平成24年度～平成27年度）の各年度における経常収支比率の80%台の維持参考

平成22年度 82.0%

経常収支比率・・・ 「経常経費充当一般財源」÷「経常一般財源総額」×100で求められる地方財政の弾力性を表す指標のことです。詳細は、4ページの注2を参照願います。

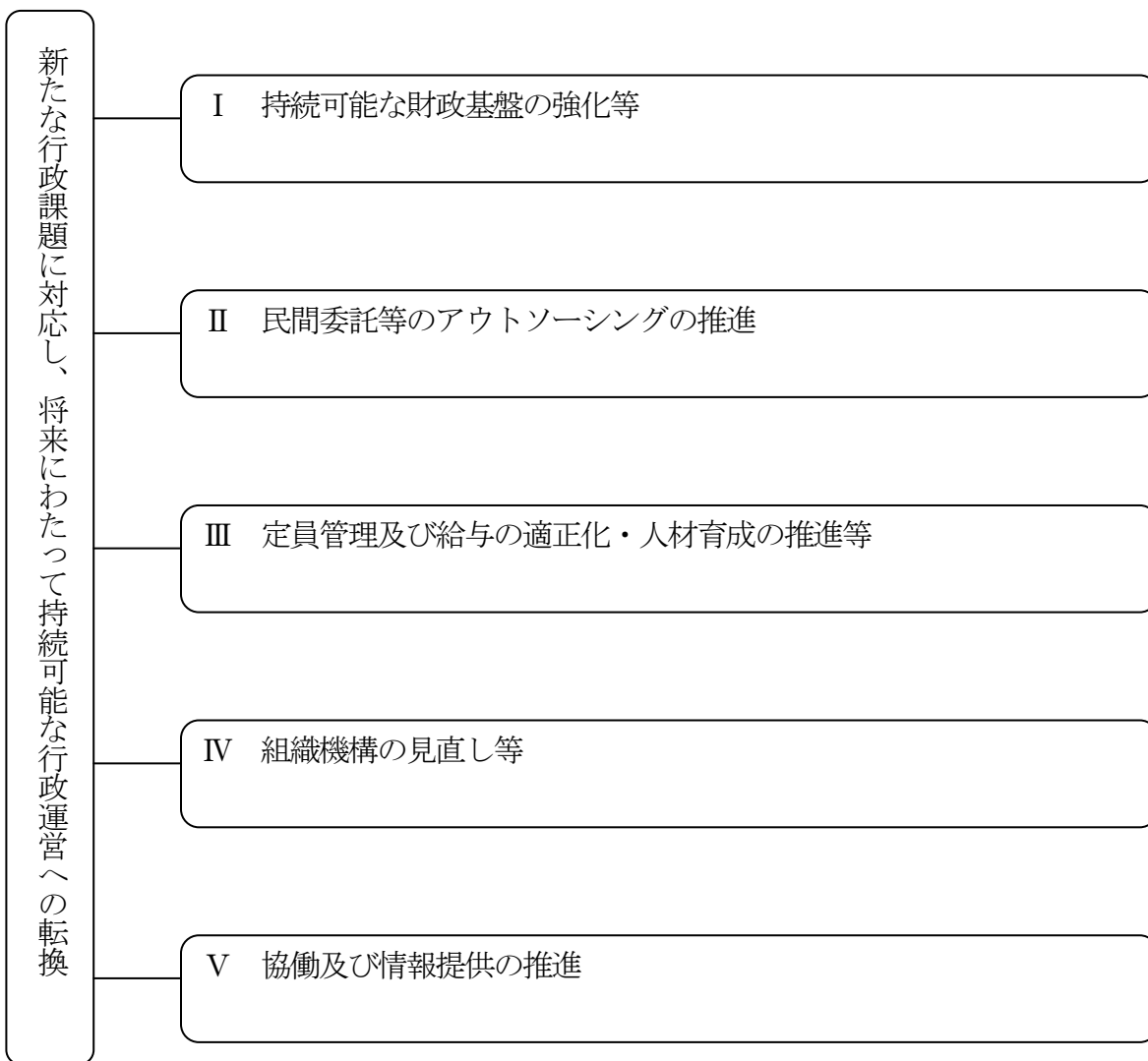
(2) 行政改革効果額

平成27年度において、7億円以上の行政改革効果額の確保（平成23年度対比）

なお、第2次行政改革大綱が将来的な財源不足に対応するものであることから、平成28年度以後についても7億円以上の行政改革効果額の確保（平成23年度対比）に努めるものとします。

第 2 部 推進項目

「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」を実現するため、次の5つの推進項目により行政改革を推進していきます。



I 持続可能な財政基盤の強化等

1 歳入確保の取り組み

市の歳入の根幹となる市税収入を確保するため、引き続き、匠瑳市市税等滞納整理対策本部において策定した匠瑳市市税等徴収計画を推進し、市民負担の公平性確保の観点から、納税に応じない滞納者については滞納処分を行うなど、滞納額の削減を図るものとします。

また、介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金についても各課の連携強化等により収入に努めるものとします。

公金納付の利便性を高め、歳入の増加を図るため、平成24年度から市税等のコンビニ収納を導入するとともに、その適用範囲の拡大等について検討するものとします。

なお、経費の削減には、自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、受益者負担の原則を徹底し、使用料・手数料の見直し、負担の適正化を図るとともに、市有施設への自動販売機の設置に価格競争方式を導入するなど、自主財源の確保に努めるものとします。

主な取り組み事項

- (ア) 匠瑳市市税等徴収計画に基づく市税等の滞納額の削減
- (イ) 介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金の収入促進
- (ウ) 介護保険料、保育所保育料、給食費等の債権回収の各課連携強化及び一元化の検討
- (エ) 市税等のコンビニ収納の導入
- (オ) 使用料・手数料の見直し
- (カ) 公の施設の使用料減免基準の見直し
- (キ) 市有施設への自動販売機の設置に係る価格競争方式の導入
- (ク) 広報紙、ホームページ等の広告利用促進

2 歳出削減等の取り組み

持続可能な行政運営を行っていくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政運営が必要で

す。そのため、行政評価を推進するとともに、匠瑳市に合った事務事業総点検手法を構築する中において、行政の役割、公正性の確保、効率性等に留意し、事務事業の見直しを行っていくものとします。

また、特別会計及び企業会計のうち、一般会計から多額の繰出金を支出している国民健康保険特別会計及び病院事業会計について、健全化に取り組むものとします。

(1) 行政評価の推進等

ア 行政評価の推進等

平成20年度から「行政評価」を試行し、予算に対する業績、成果等を評価しています。今後は、行政評価を推進するとともに、匠瑳市に合った事務事業総点検手法を構築するも

のとします。

主な取り組み事項

- (ア) 行政評価の推進
- (イ) 事務事業総点検手法の構築

イ 行政マネジメントシステムの構築

事務事業総点検手法による評価結果を単に評価をしたという自己満足に終わらせることなく、評価結果を更なる計画や予算に反映するため、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクルに基づいた、計画策定・予算編成・評価の連携を図り、PDCAサイクルによる行政マネジメントシステムを構築し、評価による経費削減及び効率化を図ります。

主な取り組み事項

PDCAサイクルによる行政マネジメントシステムの構築

(2) 事務事業の見直し等

ア 事務事業の見直し

事務事業総点検手法により、全ての事務事業の必要性、行政の関与や実施主体の在り方、実施手段の有効性及び効率性（費用対効果）等を判断し、事務事業の見直しを実施するものとします。

また、所期の目的を達成した事務事業や、公共利益の増進に資する業務である公共サービスとして市が行う必要のないものについては、事務事業の廃止等を見直しを図るものとします。

主な取り組み事項

- (ア) 事務事業総点検手法による全ての事務事業の必要性、実施主体等の見直し
- (イ) 事務事業の廃止、縮小等
- (ウ) 庁用車の集中管理と台数の削減
- (エ) 農道（一定基準以上のものに限る。）の段階的な市道への変更
- (オ) 公共施設予約システムの導入
- (カ) 年間を通じた節電対策（電気使用量 平成22年度対比15%削減）

イ 枠配分方式による予算編成の継続

平成19年度当初予算編成から予算編成の手法を、事業担当課が自らの権限と責任で予算を編成する枠配分方式に変更しています。

今後も、同方式による予算編成を継続する中において、補助金等の整理合理化等の効率的かつ効果的な行政運営を図っていきます。

主な取り組み事項

枠配分方式による予算編成

ウ 一部事務組合に対する行政改革の要請

一部事務組合のうち、匝瑳市が中心的構成団体となっている匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匝水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合に対して、事務事業の在り方等の行政改革の推進について要請し、負担金の抑制につながるよう働きかけをしていきます。

主な取り組み事項

匝瑳市ほか二町環境衛生組合、八匝水道企業団、匝瑳市横芝光町消防組合に対する行政改革の推進についての要請

(3) 特別会計及び企業会計の健全化

特別会計及び企業会計は、会計単位での独立採算が原則です。しかし、厳しい財政状況から平成22年度においては、国民健康保険特別会計に5.9億円(うち基準外繰出金3.3億円)、病院事業会計に5.8億円(うち基準外繰出金2.2億円)と、合計で11億円を超える繰出金を一般会計から支出しています。

特に、収支補填として、一般会計から支出する基準外繰出金は、地方交付税の算定基礎に含まれないこともあり、国民健康保険特別会計3.3億円、病院事業会計2.2億円と、両会計で毎年度5億円を超える額を支出することは、年々困難な状況となります。

このため、国民健康保険特別会計においては、平成22年度に策定した匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画を改訂し、財政健全化に取り組むものとします。

また、病院事業においても、行政改革の一環として、経営の総点検を行い、経営健全化に取り組むものとします。

主な取り組み事項

(ア) 匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画の改訂・実施による国民健康保険特別会計の財政健全化

(イ) 有識者等で構成する組織による病院事業の将来の在り方についての検討、積極的な医師確保対策の推進その他経営の総点検による病院事業の経営健全化

Ⅱ 民間委託等のアウトソーシングの推進

市では、これまでも、民間委託、指定管理者制度等のアウトソーシング（注11）により行政運営の効率化を図ってきました。

今後も、効率的な行政運営を図っていくため、事務事業評価等において当該事務事業が公共サービスとして判断されたものについて、その実施を正規職員が行っていく方式（直営方式）であることの必要性を検証します。検証の結果、直営方式で実施しなくても適切に公共サービスを提供できる場合には、民間委託、指定管理者制度、市場化テスト等のアウトソーシングの様々な手法のメリット・デメリットを精査し、公共サービス水準の維持向上や公共性の確保が図れる場合には、当該事務事業において最も効果的なアウトソーシングの導入を図るものとします。

また、市のみで全ての公共サービスを提供することは限界があるため、公共サービスの提供主体について行政と民間の役割を見直す中において、本来、行政が提供すべき公共サービスを選別し、その公共サービスに対して集中的に行政資源を配分するものとします。

なお、アウトソーシングの実施に当たっては、対象事業、選定基準、契約条項等の透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務に十分留意し、必要な措置を講じるものとします。

主な取り組み事項

- (ア) アウトソーシングの推進
- (イ) 包括的業務委託の導入検討
- (ウ) 市税等の徴収部門における電話催告等の民間委託の検討

注11 アウトソーシング(Out Sourcing)： 外部資源活用のことをいいます。ここでは、市が事務事業を実施する上で必要となる資源やサービスを市以外の外部から調達することです。民間委託、指定管理者制度、市場化テスト等様々な手法が存在するため、それらを含む用語として定義しています。

Ⅲ 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進等

1 定員管理の適正化等

(1) 定員管理

合併直後の匝瑳市の職員数は、平成18年4月1日では390人（病院事業会計に属する医療職等の職員139人を除く。）でした。

「匝瑳市定員適正化計画」（平成19年度～平成23年度）に基づき、継続的かつ計画的に定員の適正化を行ってきた結果、平成23年4月1日現在では331人（病院事業会計に属する医療職等の職員138人を除く。）となっています。（削減数▲59人、削減率▲15.1%）

今後も、地域主権の推進等による行政需要の変化や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進等に合わせ、引き続き、定員の適正化を行っていく必要があります。

そのため、平成23年4月の病院事業会計に属する全ての職員を除いた職員数である320人を対象に、「第2次匝瑳市定員適正化計画（仮称）」を策定し、定員管理の適正化を図るものとします。

また、同計画の計画期間は、第2次行政改革大綱との整合を図る上から平成24年度から平成27年度までの4年間とし、具体的な数値目標を示した計画として策定します。

なお、病院事業会計に属する職員の定員管理については、病院事業の健全化の取り組みと併せて行うものとします。

主な取り組み事項

「第2次匝瑳市定員適正化計画（仮称）」の策定・計画の推進

(2) 臨時職員等・任期付職員の活用

許認可や税の賦課徴収等の公権力の行使に係る事務事業や施策立案に関する事務事業など、職員が行わなければならない事務事業については、職員の配置転換により対応します。

また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務については、業務量の増加が職員数の増加に繋がらないようにするため、臨時職員等を活用するとともに、高度に専門的な知識を必要とする事務事業については地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく特定任期付職員を活用します。

主な取り組み事項

臨時職員等・任期付職員の活用

2 給与の適正化及び人材育成

(1) 給与の適正化等

市長、副市長及び教育長（以下「常勤特別職職員等」という。）の給与については、市の財

政状況等を勘案しながら、減額措置を検討していくものとします。

また、一般職の職員の給与については、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意しつつ、引き続き、次の考え方を原則として適正化を推進するものとします。

ア 常勤特別職職員等の給与適正化

常勤特別職職員等の給料月額及び期末手当は、平成18年度から平成23年度まで減額措置を実施しています。平成24年度以後は、本市の財政状況等を勘案しながら、減額措置を検討していくものとします。

イ 一般行政職職員等の給与適正化

(ア) 給料

市の一般行政職職員の給料月額と国家公務員の給料月額の比較であるラスパイレス指数(注12)は、平成19年度100.3、平成20年度以後3年度は100.8となっていることから、給料はおおむね国と均衡しています。

今後も、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意しつつ、一般行政職職員等の給料の適正化に努めるものとします。

(イ) 手当

職員の手当についても、給料と同様に、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意しつつ、管理職手当の定額化等の見直しに取り組み、適正化を図るものとします。

① 管理職手当の見直し

管理職手当は、職責に応じて支給されるものであることから、その性格を明確化するため、定率制から国、県と同様の定額制への移行を図るものとします。

② 時間外勤務手当の抑制

人件費の抑制と職員の健康保持、公務能率の確保を図るため、毎月第3水曜日等をノー残業デーとして実施する等、時間外勤務手当の削減に結びつく取り組みを進めています。

今後も、ノー残業デーの実施、所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底等により、勤務時間内での業務の一層の効率化を図り、時間外勤務手当の抑制に努めます。

③ 非常勤特別職の報酬等の見直し

勤務形態から年額・月額・日額となっている非常勤特別職(行政委員会・附属機関の委員等)の報酬については、より適正な支給形態を検討するとともに、その額についても見直すものとします。

また、謝礼や報償として支払われる報償費についても、支給範囲、金額の見直しを検

注12 ラスパイレス指数： 毎年度4月1日現在における学歴別・経験年数別の平均給料月額を国と地方で比較したもの。国を100とし、100よりも数値が低いほど地方の給料月額が国を下回っていることを表します。

討します。

(2) 人材育成の推進等

職員の政策形成能力、法務能力等の業務遂行能力を高め、地域主権に対応した分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題となります。

このため、平成22年度に策定した「匝瑳市人材育成計画」により、総合的な人材育成を行うものとします。

また、職員の意欲や能力の向上を図るため、職種、職責に応じた能力評価や業績評価等で構成する新たな人事評価制度を構築し、試行します。

主な取り組み事項

- (ア) 「匝瑳市人材育成計画」に基づく総合的な人材育成等
- (イ) 新たな人事評価制度の構築・試行

IV 組織機構の見直し等

組織機構の肥大化を招かないように留意し、行政需要の変化に対応した簡素で効率的な組織機構の構築に努めます。

合併時の組織機構を行政需要の変化に対応したより効率的な組織機構とする観点から、組織のフラット化（班体制）の効果を検証し、今後の組織機構の方向性について検討するものとします。

なお、班及び室については、行政需要の変化や事務事業のアウトソーシングの状況等に対応し、速やかに、統合・廃止等の見直しを行います。

また、少子化に伴い児童数が一定規模以下となっている小学校については、市民と十分な協議を図った上で、匝瑳市学校教育問題懇談会意見書等に基づき統廃合を図るものとします。

老朽化が進んでいる学校給食センターについては、匝瑳市学校給食センター建設検討委員会報告書等に基づき統合を図り、安全で安心な質の高い給食の提供を図るものとします。

主な取り組み事項

- (ア) 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
- (イ) 班及び室の統合・廃止等の見直し
- (ウ) 小学校の統廃合
- (エ) 学校給食センターの統合

V 協働及び情報提供の推進

1 協働の推進

匠瑳市総合計画の基本目標5に掲げる「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」を実現するためには、行政のみではなく、市民、ボランティア団体、NPO、企業その他の民間が主体となって公共サービスの担い手となり、協働してまちづくりを推進していく必要があります。

このため、行政と民間の役割を検証し、行政が単独で公共サービスを提供するよりも、効率的又は効果的に公共サービスが提供できる場合は、協働に対する目的を共有し、事務事業の共同実施、事務事業の委託、市の施設設備の提供等の様々な手法により、積極的に民間との協働を進めるものとします。

また、協働を計画的に推進するため、市が目指す協働の在り方や推進方法等を明らかにした「匠瑳市市民協働指針(仮称)」を策定するとともに、協働を推進するための庁内体制の強化に取り組むものとします。

主な取り組み事項

- (ア) 「匠瑳市市民協働指針(仮称)」の策定
- (イ) 協働を推進するための庁内体制の強化
- (ウ) 自主防災組織との協働による地域防災力の強化
- (エ) 自主防犯組織との協働による安全安心なまちづくりの推進

2 情報提供の推進

市民への説明責任を果たすとともに、市民、ボランティア団体、NPO、企業その他多様な主体との協働や市政への参画を進めるため、ホームページ、広報紙等により市の施策や現状等の行政情報の情報提供に努めるものとします。

また、市民の理解を得た上で行政改革を推進するためには、市民が市の財政状況を総合的に把握できるような情報を、わかりやすい方法で提供することが必要となります。

このため、歳入歳出の状況や各種の財政指標等の一般的なデータのほか、公会計に原則として国の基準に準拠した発生主義及び複式簿記の考え方を導入して、貸借対照表等を作成するとともに、広報紙、ホームページ等により、財政状況の積極的な公表を行うものとします。

主な取り組み事項

- (ア) ホームページ、広報紙等による行政情報の情報提供
- (イ) 審議会等の審議結果の公表
- (ウ) 公会計の整備（貸借対照表等の作成及び公表）
- (エ) 市の財政状況のわかりやすい形での広報紙、ホームページ等による積極的な公表

第3部 実施計画

I 改革項目一覧表

1 持続可能な財政基盤の強化等

整理番号	改革項目	内容	担当課
1-1	歳入確保の取り組み	匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税等の滞納額の削減	税務課
1-2	歳入確保の取り組み	介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金の収入促進	各課
1-3	歳入確保の取り組み	介護保険料、保育所保育料、給食費等の債権回収の各課連携強化及び一元化の検討	財政課 各課
1-4	歳入確保の取り組み	市税等のコンビニ収納の導入	税務課 各課
1-5	歳入確保の取り組み	使用料・手数料の見直し	財政課 各課
1-6	歳入確保の取り組み	公の施設の使用料減免基準の見直し	財政課 各課
1-7	歳入確保の取り組み	市有施設への自動販売機の設置に係る価格競争方式の導入	財政課 各課
1-8	歳入確保の取り組み	広報紙、ホームページ等の広告利用促進	秘書課 各課
1-9	行政評価の推進等	行政評価の推進	企画課
1-10	行政評価の推進等	事務事業総点検手法の構築	企画課 総務課
1-11	行政評価の推進等	PDC Aサイクルによる行政マネジメントシステムの構築	企画課
1-12	事務事業の見直し等	事務事業総点検手法による全ての事務事業の必要性、実施主体等の見直し	企画課 総務課
1-13	事務事業の見直し等	事務事業の廃止、縮小等	各課
1-14	事務事業の見直し等	庁用車の集中管理と台数の削減	財政課 各課
1-15	事務事業の見直し等	農道（一定基準以上のものに限る。）の段階的な市道への変更	産業振興課 建設課
1-16	事務事業の見直し等	公共施設予約システムの導入	企画課 各課
1-17	事務事業の見直し等	年間を通じた節電対策（電気使用量 平成22年度対比15%削減）	財政課 各課
1-18	事務事業の見直し等	枠配分方式による予算編成	財政課 各課

整理番号	改革項目	内容	担当課
1-19	事務事業の見直し等	匠瑳市ほか二町環境衛生組合、八匠水道企業団、匠瑳市横芝光町消防組合に対する行政改革の推進についての要請	総務課
1-20	特別会計及び企業会計の健全化	匠瑳市国民健康保険事業財政健全化計画の改訂・実施による国民健康保険特別会計の財政健全化	市民課
1-21	特別会計及び企業会計の健全化	有識者等で構成する組織による病院事業の将来の在り方についての検討、積極的な医師確保対策の推進その他経営の総点検による病院事業の経営健全化	市民病院

2 民間委託等のアウトソーシングの推進

整理番号	改革項目	内容	担当課
2-1	民間委託等のアウトソーシングの推進	アウトソーシングの推進	企画課 総務課 各課
2-2	民間委託等のアウトソーシングの推進	包括的業務委託の導入検討	財政課 各課
2-3	民間委託等のアウトソーシングの推進	市税等の徴収部門における電話催告等の民間委託の検討	税務課

3 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進等

整理番号	改革項目	内容	担当課
3-1	定員管理の適正化等	「第2次匠瑳市定員適正化計画（仮称）」の策定・計画の推進	総務課
3-2	臨時職員等・任期付職員の活用	臨時職員等・任期付職員の活用	総務課
3-3	常勤特別職職員等の給与適正化	常勤特別職職員等の給与適正化	総務課
3-4	一般行政職職員等の給与適正化	給料の適正化	総務課
3-5	一般行政職職員等の給与適正化	管理職手当の見直し	総務課
3-6	一般行政職職員等の給与適正化	時間外勤務手当の抑制（選挙、災害等の特殊事情による時間外勤務手当を除く。医師を除く。）	総務課
3-7	一般行政職職員等の給与適正化	非常勤特別職の報酬等の見直し	総務課
3-8	人材育成の推進等	「匠瑳市人材育成計画」に基づく総合的な人材育成等	総務課
3-9	人材育成の推進等	新たな人事評価制度の構築・試行	総務課

4 組織機構の見直し等

整理番号	改革項目	内容	担当課
4-1	組織機構の見直し等	行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し	総務課
4-2	組織機構の見直し等	班及び室の統合・廃止等の見直し	総務課
4-3	組織機構の見直し等	小学校の統廃合	学校教育課
4-4	組織機構の見直し等	学校給食センターの統合	学校教育課

5 協働及び情報提供の推進

整理番号	改革項目	内容	担当課
5-1	協働の推進	「匝瑳市市民協働指針(仮称)」の策定	企画課 総務課
5-2	協働の推進	協働を推進するための庁内体制の強化	企画課 総務課
5-3	協働の推進	自主防災組織との協働による地域防災力の強化	総務課
5-4	協働の推進	自主防犯組織との協働による安全安心なまちづくりの推進	環境生活課
5-5	情報提供の推進	ホームページ、広報紙等による行政情報の情報提供	各課
5-6	情報提供の推進	審議会等の審議結果の公表	総務課 各課
5-7	情報提供の推進	公会計の整備(貸借対照表等の作成及び公表)	財政課
5-8	情報提供の推進	市の財政状況のわかりやすい形での広報紙、ホームページ等による積極的な公表	財政課

II 個別実施計画

1 持続可能な財政基盤の強化等

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-1 歳入確保の取り組み	実施				税務課
内容 匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税等の滞納額の削減					
目標とする数値・成果 市税及び国民健康保険税の合計滞納額の前年度比50百万円の削減 (参考) 平成22年度末の市税及び国民健康保険税の合計滞納額 1,581百万円					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-2 歳入確保の取り組み	実施				各課
内容 介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金の収入促進					
目標とする数値・成果 介護保険料、保育所保育料、給食費等の税以外の未収金の収入促進 (参考) 平成22年度末未収金額 介護保険料 22百万円、保育所保育料 18百万円、給食費 17百万円 等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-3 歳入確保の取り組み	連携強化				財政課 各課
	検討				
内容 介護保険料、保育所保育料、給食費等の債権回収の各課連携強化及び一元化の検討					
目標とする数値・成果 債権回収の効率化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-4 歳入確保の取り組み	実施				税務課 各課
内容 市税等のコンビニ収納の導入					
目標とする数値・成果 市民の利便性向上による市税等の歳入増加					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-5 歳入確保の取り組み	随時実施				財政課 各課
内容 使用料・手数料の見直し					
目標とする数値・成果 受益者負担の原則の徹底 使用料 見直しの基本方針の策定・実施 手数料 手数料標準政令等の法令改正に合わせた見直し					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-6 歳入確保の取り組み	検討	実施			財政課 各課
内容 公の施設の使用料減免基準の見直し					
目標とする数値・成果 各施設で異なる使用料の減免基準の見直し・受益者負担の原則の徹底					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-7 歳入確保の取り組み	検討	実施			財政課 各課
内容 市有施設への自動販売機の設置に係る価格競争方式の導入					
目標とする数値・成果 価格競争方式の導入に伴う歳入の増加及び設置業者選定の透明化 (参考) 平成22年度自動販売機設置台数 31台					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-8 歳入確保の取り組み	実施				秘書課 各課
内容 広報紙、ホームページ等の広告利用促進					
目標とする数値・成果 行政改革推進期間中の広告料総額 2.6百万円					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-9 行政評価の推進等	実施				企画課
内容 行政評価の推進					
目標とする数値・成果 良好な公共サービスの提供					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-10 行政評価の推進等	検討 →	実施			企画課 総務課
内容 事務事業総点検手法の構築					
目標とする数値・成果 公共サービスの質・経費の両面で最も優れた担い手の選定等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-11 行政評価の推進等	検討 →	実施			企画課
内容 PDCAサイクルによる行政マネジメントシステムの構築					
目標とする数値・成果 評価による経費削減及び効率化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-12 事務事業の見直し等		実施			企画課 総務課
内容 事務事業総点検手法による全ての事務事業の必要性、実施主体等の見直し					
目標とする数値・成果 公共サービスの質・経費の両面で最も優れた担い手の選定等 行政資源（財源・職員・財産等）の効率的な配分					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-13 事務事業の見直し等	実施				各課
→					
内容 事務事業の廃止、縮小等					
目標とする数値・成果 評価による経費削減及び効率化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-14 事務事業の見直し等	実施				財政課 各課
→					
内容 庁用車の集中管理と台数の削減					
目標とする数値・成果 各課配属車をできる限り財政課に移管し、庁用車の集中管理を促進し、効率的な使用を図るとともに、20台以上の庁用車台数の削減 平成22年度 91台 → 平成27年度 71台以下 (参考) 平成22年度庁用車台数の内訳 共用車 18台 各課配属車 73台 (市民病院及びぬくもりの郷を除く。)					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-15 事務事業の見直し等	検討				産業振興課 建設課
		→		実施	
内容 農道(一定基準以上のものに限る。)の段階的な市道への変更					
目標とする数値・成果 管理の一元化による市民の利便性の向上等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-16 事務事業の見直し等	検討	実施			企画課 各課
→					
内容 公共施設予約システムの導入					
目標とする数値・成果 市民の利便性の向上					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-17 事務事業の見直し等	実施				財政課 各課
→					
内容 年間を通じた節電対策（電気使用量 平成22年度対比15%削減）					
目標とする数値・成果 本庁・支所・公の施設等（保健センター、八日市場勤労青少年ホーム、吉崎浜野外活動施設、市民ふれあいセンター、野栄福祉センター、八日市場公民館、八日市場図書館、のさか図書館、八日市場ドーム、生涯学習センター、のさかアリーナ）の電気使用量の削減					
平成22年度 → 平成27年度 2,335千kwh 1,985千kwh					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-18 事務事業の見直し等	実施				財政課 各課
→					
内容 枠配分方式による予算編成					
目標とする数値・成果 補助金等の整理合理化・より効率的かつ効果的な行政運営 行政改革推進期間中の削減総額 40百万円					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-19 事務事業の見直し等	要請				総務課
内容 匠瑳市ほか二町環境衛生組合、八匠水道企業団、匠瑳市横芝光町消防組合に対する行政改革の推進についての要請					
目標とする数値・成果 負担金の削減等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-20 特別会計及び企業会計の健全化	実施				市民課
内容 匠瑳市国民健康保険事業財政健全化計画の改訂・実施による国民健康保険特別会計の財政健全化					
目標とする数値・成果 国民健康保険特別会計の財政健全化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
1-21 特別会計及び企業会計の健全化	実施				市民病院
内容 有識者等で構成する組織による病院事業の将来の在り方についての検討、積極的な医師確保対策の推進その他経営の総点検による病院事業の経営健全化					
目標とする数値・成果 病院事業の経営健全化					

2 民間委託等のアウトソーシングの推進

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
2-1 民間委託等のアウトソーシングの 推進	実施				企画課 総務課 各課
内容 アウトソーシングの推進					
目標とする数値・成果 公共サービス水準の維持向上や公共性を確保した上で、当該事務事業において民間委託、指定管理者制度、市場化テスト等の最も効果的なアウトソーシングの導入					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
2-2 民間委託等のアウトソーシングの 推進	検討				財政課 各課
内容 包括的業務委託の導入検討					
目標とする数値・成果 業務委託経費の削減					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
2-3 民間委託等のアウトソーシングの 推進	検討				税務課
内容 市税等の徴収部門における電話催告等の民間委託の検討					
目標とする数値・成果 市税等の徴収部門経費削減					

3 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進等

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-1 定員管理の適正化等	計画の推進				総務課
内容 「第2次匝瑳市定員適正化計画（仮称）」の策定・計画の推進					
目標とする数値・成果 地域主権の推進等による行政需要の変化や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進等に合わせた、定員の適正化（病院事業会計に属する職員を除く。）。 平成23年4月1日 320人 → 平成28年4月1日 306人（▲14人 ▲4.4%）					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-2 臨時職員等・任期付職員の活用	実施				総務課
内容 臨時職員等・任期付職員の活用					
目標とする数値・成果 業務内容等に応じた臨時職員等及び任期付職員の活用による職員数の抑制等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-3 常勤特別職職員等の給与適正化	随時実施				総務課
内容 常勤特別職職員等の給与適正化					
目標とする数値・成果 財政状況等を勘案した市長・副市長・教育長の給与適正化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-4 一般行政職職員等の給与適正化	実施				総務課
→					
内容 給料の適正化					
目標とする数値・成果 国家公務員等との給料月額の均衡等					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-5 一般行政職職員等の給与適正化	検討		実施		総務課
→					
内容 管理職手当の見直し					
目標とする数値・成果 定額制の導入の検討・実施					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-6 一般行政職職員等の給与適正化	実施				総務課
→					
内容 時間外勤務手当の抑制（選挙、災害等の特殊事情による時間外勤務手当を除く。医師を除く。）					
目標とする数値・成果 （参考） 平成22年度時間外勤務手当（選挙、災害等を除く。医師を除く。） 時間数 20千時間 支給額 38百万円					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-7 一般行政職職員等の給与適正化	検討 →	実施		→	総務課
内容 非常勤特別職の報酬等の見直し					
目標とする数値・成果 行政委員会・附属機関の委員等である非常勤特別職の報酬等の支給額等の見直しに伴う経費削減 (参考) 平成22年度支給額 報酬 1,191百万円 報償費 1百万円					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-8 人材育成の推進等	実施 →			→	総務課
内容 「匠瑳市人材育成計画」に基づく総合的な人材育成等					
目標とする数値・成果 地域主権型社会の担い手にふさわしい人材の育成					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
3-9 人材育成の推進等	構築 →	試行		→	総務課
内容 新たな人事評価制度の構築・試行					
目標とする数値・成果 職員の意欲や能力の向上を図るため、職種、職責に応じた能力評価や業績評価等で構成する新たな人事評価制度の構築・試行					

4 組織機構の見直し等

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
4-1 組織機構の見直し等	実施				総務課
内容 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し					
目標とする数値・成果 行政資源（財源・職員・財産等）の効率的な配分					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
4-2 組織機構の見直し等	実施				総務課
内容 班及び室の統合・廃止等の見直し					
目標とする数値・成果 行政資源（財源・職員・財産等）の効率的な配分					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
4-3 組織機構の見直し等		随時実施			学校教育課
内容 小学校の統廃合					
目標とする数値・成果 市民との十分な協議を図った上での匝瑳市学校教育問題懇談会意見書等に基づく小学校の統廃合					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
4-4 組織機構の見直し等	建設		統合		学校教育課
内容 学校給食センターの統合					
目標とする数値・成果 老朽化した2学校給食センターの統合による効率的な施設管理、安全で安心な質の高い給食の提供等					

5 協働及び情報提供の推進

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-1 協働の推進	検討	策定・推進			企画課 総務課
内容 「匝瑳市市民協働指針(仮称)」の策定					
目標とする数値・成果 「匝瑳市市民協働指針(仮称)」の策定(～平成25年度)・円滑な協働の推進(平成25年度～)					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-2 協働の推進		実施			企画課 総務課
内容 協働を推進するための庁内体制の強化					
目標とする数値・成果 協働の推進					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-3 協働の推進	実施				総務課
内容 自主防災組織との協働による地域防災力の強化					
目標とする数値・成果 自治会等で組織する自主防災組織の活動への支援等による同組織と協働した地域防災力の強化					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-4 協働の推進	実施				環境生活課
→					
内容 自主防犯組織との協働による安全安心なまちづくりの推進					
目標とする数値・成果 防犯協会その他の自主防犯組織と協働した安全安心なまちづくりの推進					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-5 情報提供の推進	実施				各課
→					
内容 ホームページ、広報紙等による行政情報の情報提供					
目標とする数値・成果 説明責任の向上、協働や市政への参画の推進					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-6 情報提供の推進	実施				総務課 各課
→					
内容 審議会等の審議結果の公表					
目標とする数値・成果 意思形成過程における説明責任の向上					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-7 情報提供の推進	実施				財政課
→					
内容 公会計の整備（貸借対照表等の作成及び公表）					
目標とする数値・成果 貸借対照表等の作成（平成23年度～）及び公表（平成23年度～）による説明責任の向上					

整理番号・改革項目	24	25	26	27	担当課
5-8 情報提供の推進	実施				財政課
→					
内容 市の財政状況のわかりやすい形での広報紙、ホームページ等による積極的な公表					
目標とする数値・成果 財政状況に係る説明責任の向上					